

これまでの松戸市虐待防止条例に 係る取組状況について

松戸市虐待防止連携推進会議
令和 4 年 8 月 5 日（金）

これまでの取組報告

1. 虐待防止条例制定の経緯
2. 虐待通告通報受理状況 等
3. 令和3年度 虐待対応関係機関職員へのアンケート結果
4. 令和3年度 松戸市虐待防止連携推進会議における意見と対応状況
5. 普及啓発活動実績
6. 勉強会・研修会などの開催

1.虐待防止条例制定の経緯

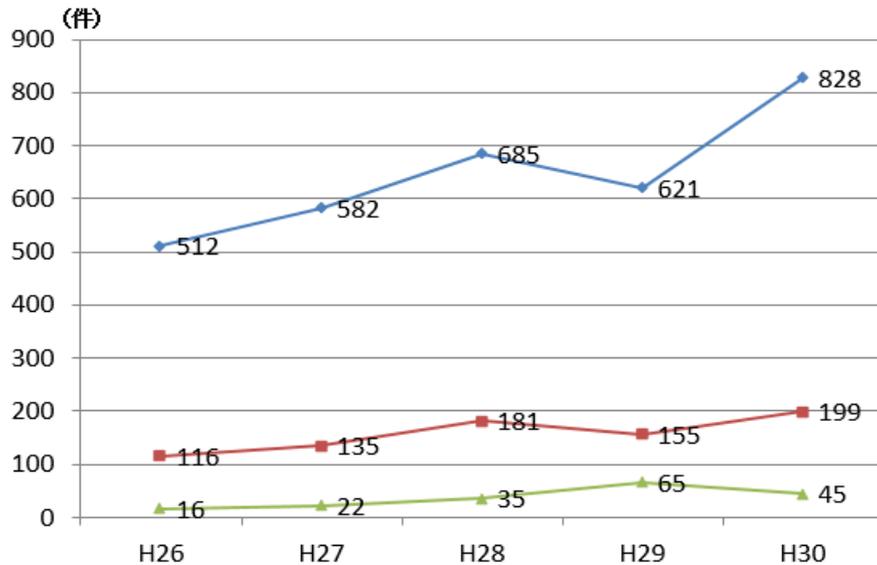
更なる虐待防止対策に関する経緯

背景

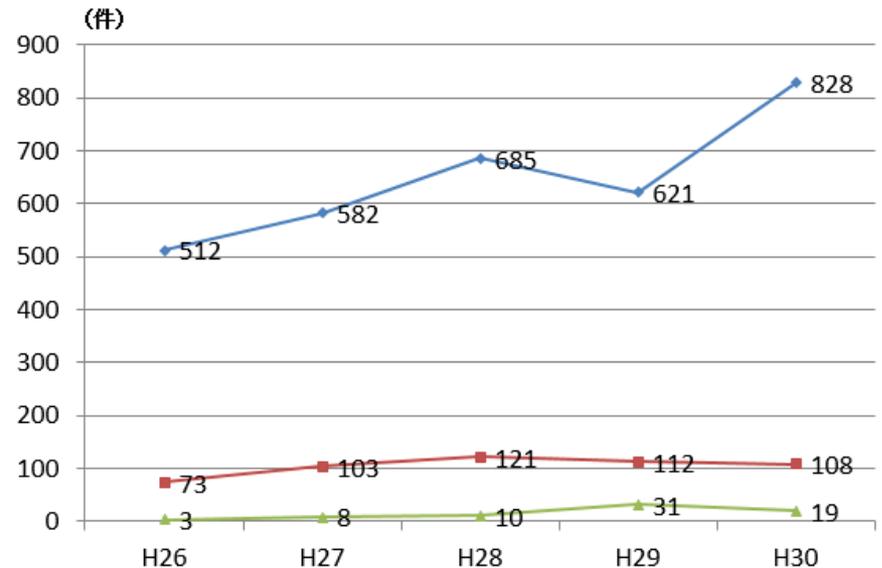
○ 本市では、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の通告・通報件数等が増加傾向にある中で、近隣市の児童虐待事件の発生、関係機関における3虐待連携した取組の検討が進められるとともに、令和元年度に3つの虐待防止ネットワークが整備される至ったことを契機として、更なる虐待防止対策に関する議論・動きが加速。

3虐待の現状

通告・通報件数推移



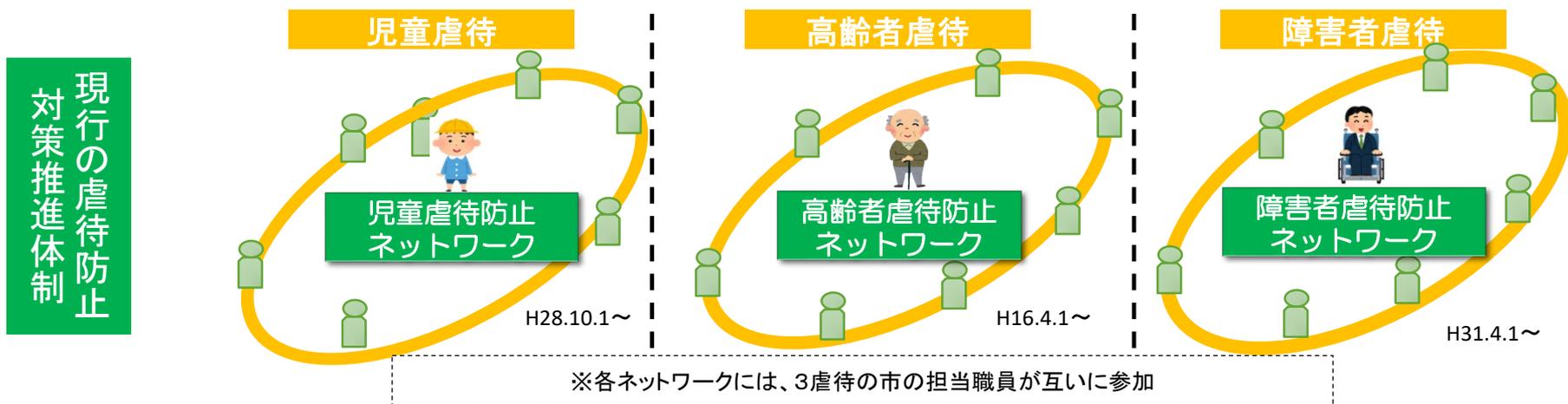
虐待認定件数推移



虐待防止の更なる推進～3虐待の連携推進～

- 更なる虐待防止の推進を図るため、以下に取り組む。
 - ・ 本市の虐待に対する姿勢等を示すために松戸市虐待防止条例の制定
 - ・ 3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携を推進するために松戸市虐待防止連携推進会議の設置

松戸市における虐待防止対策推進体制 (イメージ)



新

更なる虐待防止
対策推進体制等

松戸市虐待防止条例の制定



虐待に対する市の姿勢や取組の方向性等を条例化

松戸市虐待防止連携推進会議の設置



3虐待の連携を推進するための取組の検討等

松戸市虐待防止条例について (施行期日: 令和2年4月1日)

条例の目的

虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本理念

- ① 虐待は、人権侵害行為であり、決して行ってはならない。
- ② 命と尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の利益が最大限考慮されること、被養護者等・養護者等の人権が共に尊重されること
- ③ 市、市民、関係団体、地域社会が主体的かつ協力して取り組む。

市を挙げて
取り組むこと

方針を共有して
取り組むこと

児童・高齢者・障害者
虐待防止対策の連携

各主体の責務・役割

- 【市】
虐待防止対策を推進します
- 【市民】
虐待防止への理解を深めます
- 【関係団体】
早期発見に努めます
市の施策に協力します
- 【地域社会】
児童・高齢者・障害者のいる家庭と積極的に
関わり合いを持ち、安心して生活できる
環境づくりに努めます

施策の取組の方向性

- 通告・相談しやすい環境にします
- 虐待を受けた人の安全が速やかに
確認できるように協力します
- 安心して子育て・介護等ができる
地域づくりに努めます
- 支援を行う際、虐待を受けた人の
意思を尊重します
- 虐待に関する研修等を実施すると
共に参加しやすい環境を整えます
- 正しい知識の普及や意識高揚を
図るために啓発します

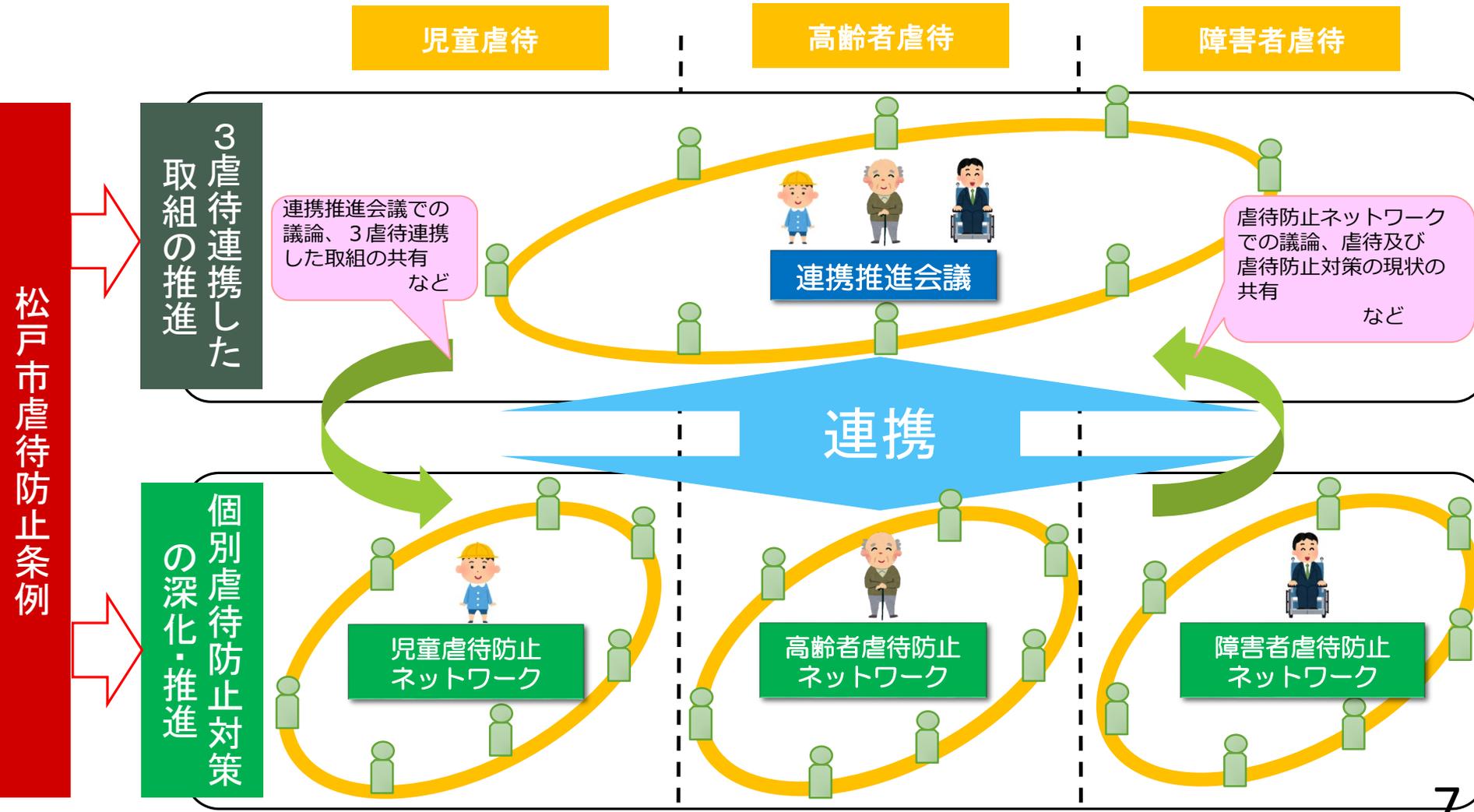
推進体制整備

- 3虐待で連携した効果的取組
を推進するため体制の整備

松戸市虐待防止連携
推進会議の設置

連携推進会議と虐待防止ネットワークの連携(イメージ)

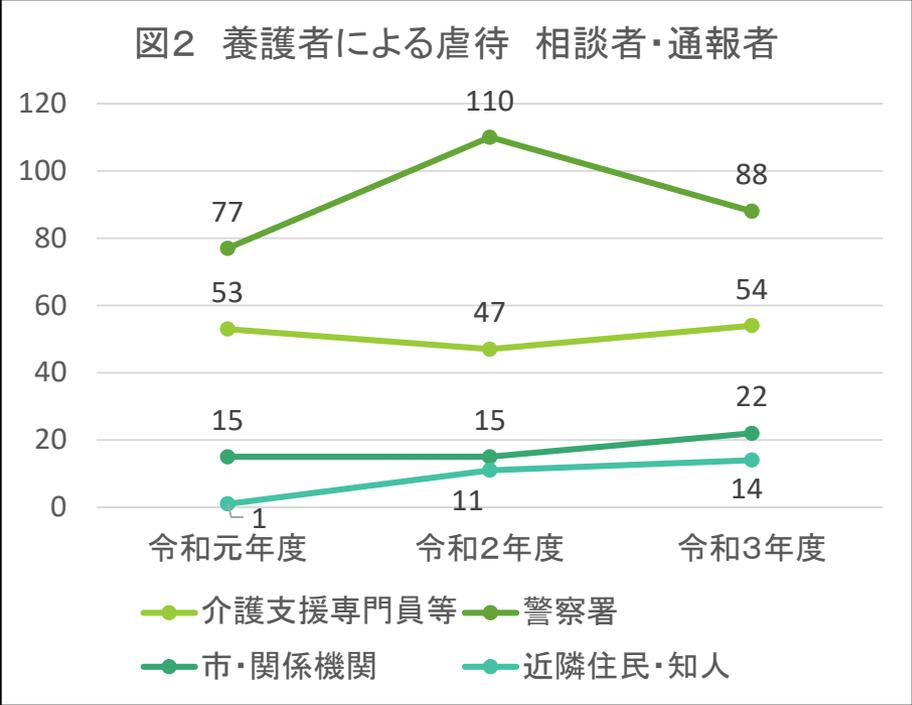
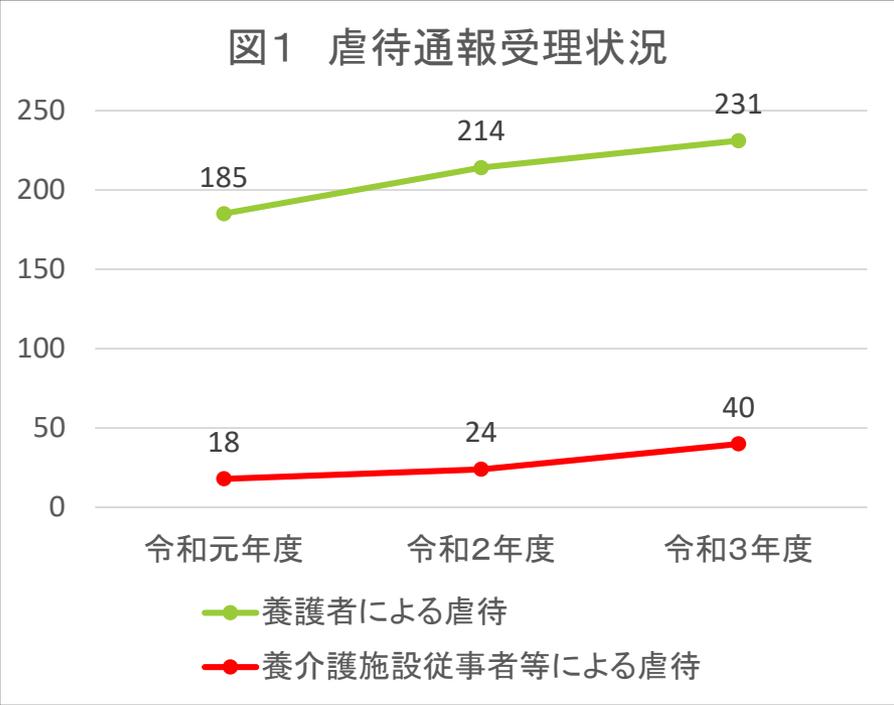
- 連携推進会議は、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携した取組を推進する。
- 各虐待防止ネットワークは、個別の虐待防止の取組を深化・推進する。
- ⇒連携推進会議と各虐待防止ネットワークは、連携を図りながら、相互補完的に取組を推進する。



2.虐待通告通報受理状況 等

2. 虐待通告通報受理状況 等

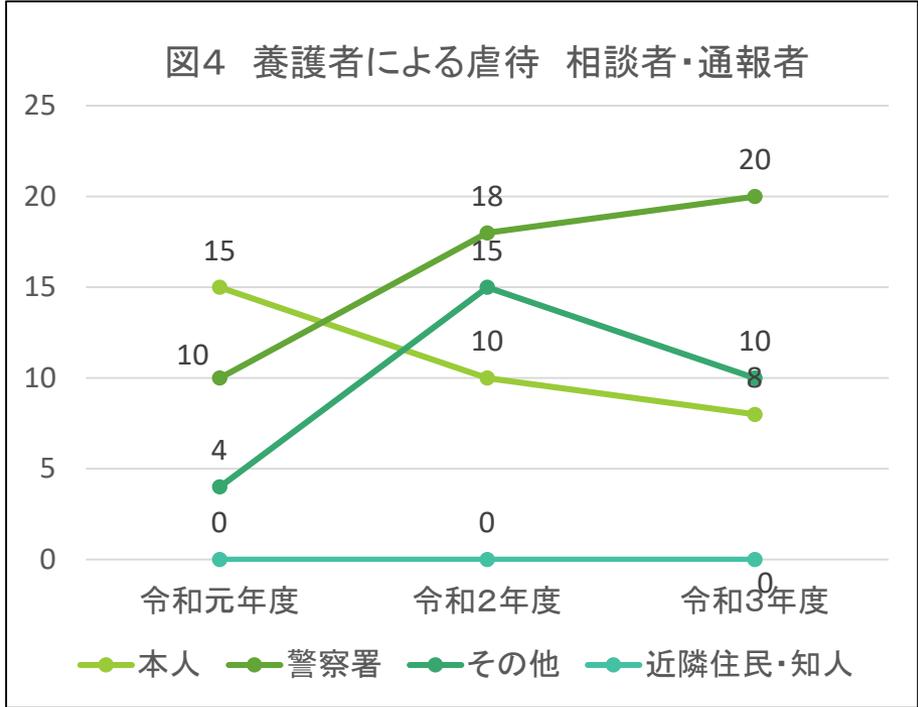
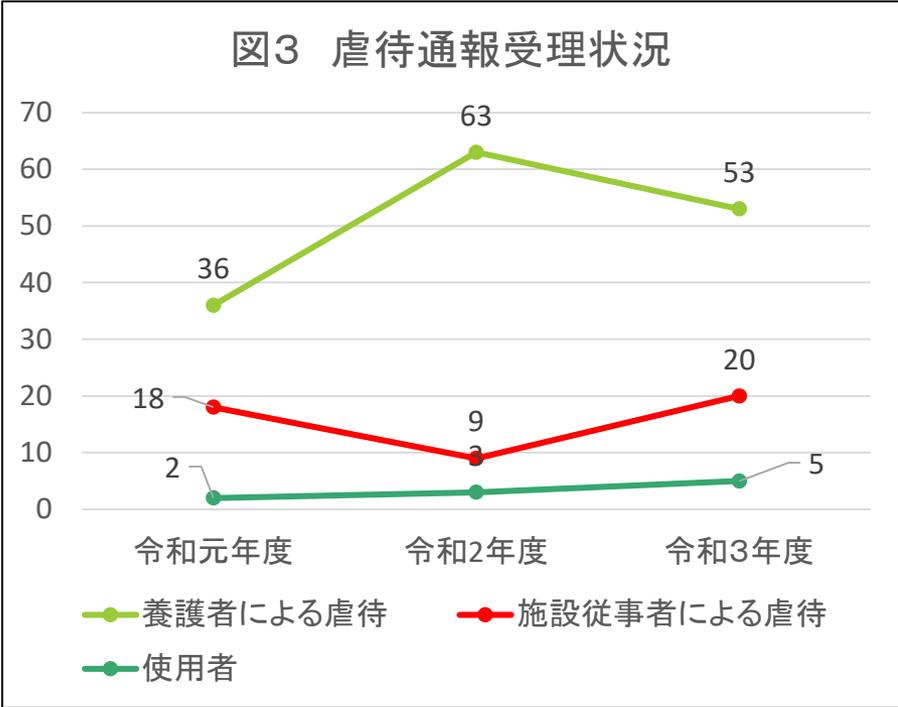
1) 高齢者虐待通報受理状況(過去3年分)



- 養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待通報受理件数は増加傾向であり、千葉県、国も概ね、同様の傾向である。(図1)
- 養護者による虐待における、相談者・通報者においては、近年では警察署が最も多く、次いで介護支援専門員となっている。近隣住民からの相談・通報は、年度によりばらつきが大きく、令和元年度は非常に少なかったが、令和2年、令和3年は微増している。(図2)。
- 虐待の種別では、令和3年度は身体的虐待(約46%)、次いで心理的虐待(約31%)となっており、傾向は例年と同様である。

2. 虐待通告通報受理状況 等

2) 障害者虐待通報受理状況(過去3年分)



- 養護者による障害者虐待通報受理件数は増加傾向にあったが令和3年度では施設従事者虐待が年間20件と過去最大数の受理数となった。(図3)
- 養護者による障害者虐待における相談者・通報者については、警察からの通報件数が増加傾向となっている。(図4)
- 虐待の種別では、令和3年度は、身体的虐待と放棄・放置(ネグレクト)が約50%の認定となっている。

2. 虐待通告通報受理状況 等

3) 児童虐待通告受理状況(過去3年分)

図5 虐待通告受理状況

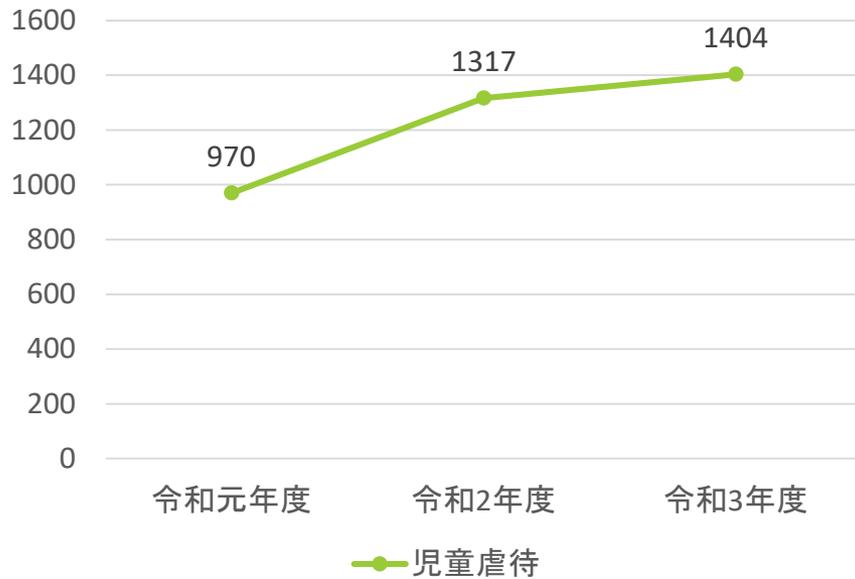
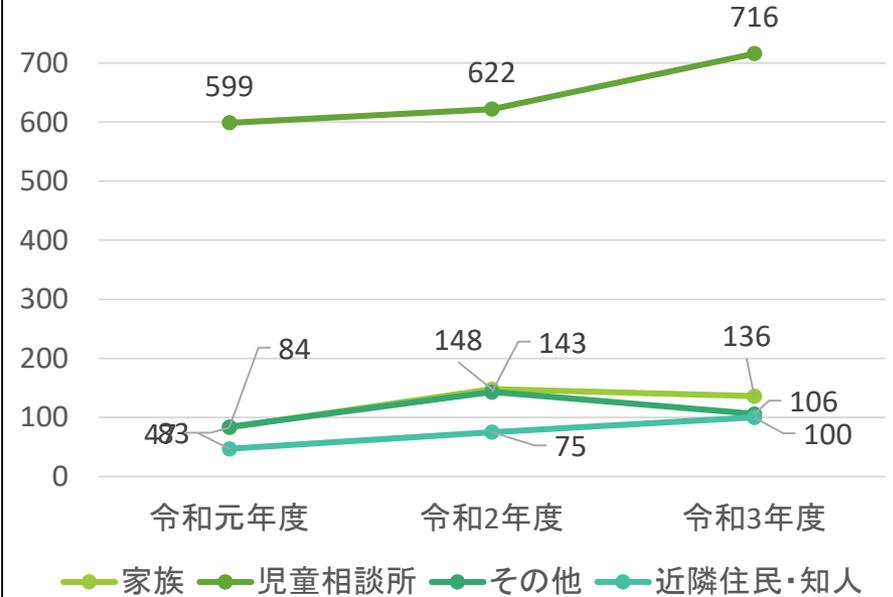


図6 児童虐待 相談者・通報者



- 児童虐待相談受付件数は、国、県と同様に増加傾向となっている。(図5)
- 相談者数については、児童相談所を除くと、家族、学校、近隣が多く、いずれも増加傾向である(図6)。
- 虐待の種別としては、令和3年度は、心理的虐待(約40%)、身体的虐待(約30%)が多く、これは国、県においても同様の傾向となっている。

3.令和3年度 虐待対応関係機関職員 へのアンケート結果

4.令和3年度 虐待対応関係機関職員へのアンケート ～概要～

【目 的】

「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつど」の実現に向けて、児童、高齢者、障害者の各分野の課題、連携における課題を把握し、今後取り組むべき施策を検討する。

【対 象】

児童、高齢者、障害者の直接的な虐待対応にあたる関係者等

- ① 児 童：子ども家庭相談課、児童相談所
- ② 高齢者：地域包括ケア推進課、地域包括支援センター
- ③ 障害者：障害福祉課、基幹相談支援センター

対象者135名 回答者119名 回答率88.1%

4.令和3年度 虐待対応関係機関職員へのアンケート ～結果～

【市民が通告・通報する際の課題と解決方法】

- 個人情報保護されること（通報者保護）を様々な媒体で伝える機会を増やす
- 罰則の法律ではなく「支援」を念頭に置いている、「守るため・防ぐため」の法律・条例であることの周知が必要
- 通告したらその後どのような流れ、支援になるのかイメージ出来た方が良い



チラシ、パンフレット等の
啓発活動

4.令和3年度 虐待対応関係機関職員へのアンケート ～結果～

【他の虐待施策との連携の際の課題と解決方法】

- 支援機関の業務が分かるイラストや具体的な内容が記載されたパンフレットがあると良い
- 各分野の守備範囲や特徴、留意点、虐待通報受理後の流れや対応等が分かると連携しやすい
- 様々な会議への出席等を通じて、日ごろから「顔の見える関係」作りが必要



研修会、勉強会等の開催、
連携強化の取り組み

4. 令和3年度 松戸市虐待防止連携推進会議 における意見と対応状況

4.令和3年度 松戸市虐待防止連携推進会議における 意見と対応状況 ①

開催日：令和3年9月書面開催

項目	目的	発言内容(要約)	対応状況
予防	広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌は、分かりやすい内容で、連絡先等を記載、虐待疑い状況を発見した場合の行動がイメージできる内容が望ましい。 ○通報後、どのように改善・解消されたか分かると通報しやすくなるのではないか。 ○通報者保護を伝えるために、名前を言わなくても通報できることを強調しては。 ○チラシ等でQRコードを活用した周知啓発の効果について、QRコードによる通報割合等、数値によるアウトカム評価が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民向けの広報まつどにおいては、3虐待の相談・通報先を一覧で記載。 ○ポスター・チラシは、「個人情報保護(通報者保護)」「守るため・防ぐための支援の法律・条例」「通報後の支援の流れ」について明記。 ○QRコードによる通報割合は算出は現状難しい。今後も相談や通報につながりやすい普及啓発方法や効果検証の検討を進めていく。
	横断的対応	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の必要な妊婦を妊娠中から支援することで児童虐待を予防する、DV家庭の適切な支援により児童虐待や高齢者虐待を予防する、8050世帯における子の適切な支援により高齢者虐待を防ぐ、等の年齢横断的に連携する取り組みが有益。 	<ul style="list-style-type: none"> ○合同勉強会で各分野の虐待対応や業務内容の理解を深め、連携した支援に活かしている。 ○各ネットワークの会議に双方で出席することで、事例検討や事例対応における多分野の視点を深めている。

4.令和3年度 松戸市虐待防止連携推進会議における 意見と対応状況 ②

開催日：令和3年9月書面開催

項目	目的	発言内容(要約)	対応状況
対応	早期発見	○近隣者の通報が少なく、虐待が潜在化していると思われる。ポスター掲示、パートナー講座の積極的な実施等、市民全体の協力で虐待防止に取り組む必要がある。	○広報活動を通し、市民に広く周知する活動を継続している。
	多機関連携	○必要に応じて、他機関と協働して訪問するなど、各々の長所を活かせる連携・連絡が図れることが望ましい。	○会議体の双方の出席、合同勉強会等を通して顔の見える関係性の構築が進み、多分野協働の対応が進んでいる。
		○連携強化につながる担当者レベル会議に関する会議内容が分かる資料を教えてほしい。	○毎月1回、児童、高齢者、障害者の担当が集まり、普及啓発、講演会、連携推進会議等の検討を行っている。 ○各分野で抽出された連携強化に関する課題や必要な取り組みを共有し活動に活かしている。

4.令和3年度 松戸市虐待防止連携推進会議における 意見と対応状況 ③

開催日：令和3年9月書面開催

項目	目的	発言内容(要約)	対応状況
対応	統一化	<p>○記録用紙・帳票を活用することで「相談機関の支援をマネジメントすることができる」「松戸市は3虐待に対し共通の支援方法を取っている」「重複する虐待についても共通の記録用紙・帳票を用いることで 一体的な対応が来ている」ことにつながるのでは。</p>	<p>○各分野フォーマット等の比較検討を実施。各分野において、聞き取る項目・情報が異なることから、書式の統一ではなく、各分野の対応について理解を深める中で、他分野の相談にも適切に対応し支援機関につなげる取り組みを進めている。</p>
	支援	<p>○ヤングケアラー支援は今後重要な項目であり、研修会を通じて職員のスキルアップを目指して頂きたい。 ○ヤングケアラーの現状把握と知識の普及が大切。</p>	<p>○ケアラー支援については、R3年度に専門職向け研修会を実施。ヤングケアラーだけでなく、幅広い世代の支援を進められるよう、職員のスキルアップを図った。 ○各分野で対応を行う中で、ケアラーの実態を把握するとともに、支援においても多分野で連携した支援を進めていく。</p>

4.令和3年度 松戸市虐待防止連携推進会議における 意見と対応状況 ④

開催日：令和3年9月書面開催

項目	目的	発言内容(要約)	対応状況
予防	早期発見・早期対応	<p>【全年齢通報受理システムについて】</p> <p>○全年齢通報受理システムの推進について、分野を超えた通報窓口の一本化により、市民が通報しやすい体制整備、早期発見・早期対応につながる事等が期待される。</p> <p>○専門性をもった各分野が、相互に連携できる体制の推進が求められる。</p>	<p>○合同勉強会等で、どの分野の窓口に虐待通報・相談が入った場合も、適切な対応及び支援機関へつなぎを行えるよう、虐待通報・相談の対応力強化を図っている。</p> <p>○市民が通報しやすい体制整備を進めるため、広報まつどやチラシ等の活用で、各分野の通報窓口のより一層の周知啓発を行っている。</p> <p>○通報・相談窓口に簡単迅速にアクセスできる方法の検討等を進めていく。</p>

5. 普及啓発活動実績

5. 普及啓発活動実績 ①

広報まつど 松戸市虐待防止条例特集号の発行

○さらに多くの方に虐待防止に関してご理解いただくこと、松戸市虐待防止条例の周知と、各虐待防止についての理解、意識の醸成を図ることを目的にR4.1.25（火）181,000部を発行。

○配布先

新聞折り込み、大型スーパー、市関連施設、鉄道5社、庁内関係課 等

松戸市虐待防止条例特集号

主な内容
●まつど条例について……………2
●虐待防止に向けて……………3
●特別の一瞥……………4

発行：まつど
編集：地域加齢ケア推進課
047-396-7343 047-396-7748
子ども家庭支援課
047-396-3741 047-396-3301
障害福祉課
047-396-7340 047-396-7813

松戸市虐待防止条例キャラクター「ハートはと」

松戸市虐待防止条例 検索

基本理念

- 1 虐待は人権侵害行為であり決して行ってはいけません
- 2 児童・高齢者・障害者の命と尊厳を守ることを最優先とし、虐待を受けた人の利益が最大限考慮されること、保護者や養護者の人権も共に尊重します
*養護者とは、高齢者や障害者を共に養育（生活の管理、食事や介護など）が認められている人を含みます。
- 3 市、市民、関係団体、地域社会が協力して取り組みます

「虐待」を責めるより、「支援」を届けよう

「虐待」という言葉が選ばれてきた一方で、この言葉が保護者や養育者などに向けられるとその人なりに種々努力してきたことが否定されてさらに追い詰められてしまい、状況悪化が起きかねません。

虐待が深刻化する家庭の多くは地域から孤立し、密着化しています。周囲や支援者に相談できないまま、悩みを抱え込んでしまう場合があります。

虐待をなくするためには虐待行為を責めることよりも、市全体で家庭の孤立化を防ぐことや家庭内のわずかな505のサインを発見し、早期に「支援」につなげることが重要です。

5. 普及啓発活動実績 ②

ポスター・チラシ

表

裏

➔

表

裏

○令和3年度に実施したアンケート結果から市民が通告・通報する際の課題の解決として、

- 個人情報保護されること(通報者保護)
- 罰則の法律ではなく、**守るため・防ぐための支援の法律・条例**であること
- 通報後どのような流れで支援されるのか

等の周知が必要であるとの意見をふまえ、チラシに明記。各虐待の早期発見、早期通告・通報につながる内容とした。

○広報紙(ポスター・チラシ)は、ポスターを200部、チラシを2400部を作成。

5. 普及啓発活動実績 ③

マグネット



除菌ティッシュ



ステッカー



のぼり（卓上型）



- マグネット**：
関係機関の送迎車等に貼付け、市内を走行し周知を図る。
- 除菌ティッシュ**：
コロナ禍の感染対策物品を啓発物品の一つとして活用。
窓口やイベントで持ち帰りいただいている。
- ステッカー**：
子ども達にも手に取ってもらいやすいように作成。
イベント時の配布、関係機関・団体への配布を進めている。
- のぼり（卓上型）**：
大型のぼりに加え、卓上型のぼりも製作。
関係機関へ配布し、相談窓口等へ設置している。

5. 普及啓発活動実績 ④

○松戸市ホームページ

松戸市虐待防止条例制定記念講演会のオンライン配信をするほか、通告・通報先の掲載、チラシのダウンロードを可能に。

また、チラシに掲載するQRコードを読み取ることで、相談先がわかりやすくなるよう配置した。

OSNS

松戸市の公式Twitter、Facebook等の媒体を活用し、積極的に周知した。

ホームページ

松戸市虐待防止条例

更新日：2022年4月18日

「松戸市虐待防止条例」が令和2年4月1日から施行されました。
この条例は、児童、高齢者、障害者に対する虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目的としております。



松戸市虐待防止推進キャラクター
ハートはと

[松戸市虐待防止条例 \(PDF: 153KB\)](#)

[条例の要約版 \(PDF: 214KB\)](#)

[条例制定/インフレットA4 \(PDF: 609KB\)](#)

[相談を支援のきっかけに/インフレットA4 \(PDF: 2,825KB\)](#)

[松戸市虐待防止条例施行要領\(令和4年1月25日\) \(PDF: 4,054KB\)](#)

[児童虐待について](#)

[高齢者虐待について](#)

[障害者虐待について](#)

[松戸市虐待防止条例制定記念講演会](#)

虐待の相談・通報先

虐待かなと思ったら 相談通報を

相談・通報は匿名でも構いません

相談・通報した人の情報は守られます

5. 普及啓発活動実績 ⑤

～松戸市パートナー講座（出前講座）～

※パートナー講座（出前）は、松戸市が行っている事業や業務を市民の皆様に直接お話しし、市政に対する理解・関心を深めていただくために行うもの。

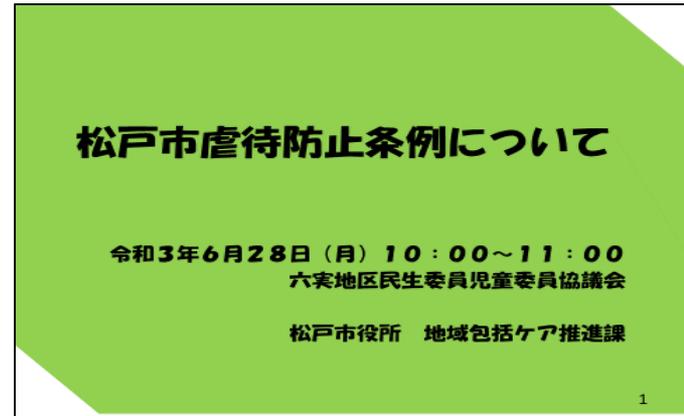
○令和2年4月～パートナー講座に「松戸市虐待防止条例について」を追加。

（内容）

1. 松戸市虐待防止条例について
2. 児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待の現状について

（実績）

- ① 令和3年6月28日（月）六実地区民生委員児童委員協議会
出席者：25名
- ② 令和4年3月10（木）松戸に県立児童相談所を早期に新設する会
出席者：10名



5. 虐待防止条例制定記念講演会

虐待防止条例制定記念講演会（オンライン講演会）

■ 時期：令和3年3月1日より配信

※現在も市ホームページ、松戸市youtubeチャンネル「まっちゃんねる」でご覧いただけます。

■ 開催方法：インターネットでの配信

■ 内容

- ①「松戸市虐待防止条例と今後の取組みについて」
郡 正信 福祉長寿部長
- ②「児童虐待から考える3虐待の連携について」
講演者：松戸市立総合医療センター
小槁 孝介 小児科副部長
- ③「弁護士から見る3虐待の連携について」
講演者：ななつぼし法律事務所 神保 正宏 所長
- ④市民の方や関係団体等の様々な方に応援メッセージを記入してもらい、メッセージパネルを作成する。「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつど」の実現に向けて、市・市民・関係団体・地域社会が一丸となって取り組んでいくことを目指す。

令和2年度撮影

松戸市虐待防止条例制定記念オンライン講演会のご案内

～虐待のない
誰もが安心して暮らせるまち まつど～



市では、児童・高齢者・障害者に対して、市・関係団体・地域社会が協力して虐待を防止する「松戸市虐待防止条例」を令和2年4月1日に制定しました。児童・高齢者・障害者への虐待に対する連携した防止対策をテーマに、オンライン講演会を配信しています。ぜひご覧ください。

YouTubeで
オンライン配信中！

内容

- 松戸市虐待防止条例について
- 子ども虐待から考える三虐待の連携について
- 虐待が起こりやすい環境と松戸市虐待防止条例
- 市民のみなさんからの応援メッセージ

講師

- 松戸市総合医療センター 小児科副部長 小槁孝介
 - ななつぼし法律事務所 所長 神保正宏氏
- 費用 無料



詳細は市ホームページをご覧ください



お問い合わせ：松戸市 福祉長寿部 障害福祉課

6. 勉強会・研修会などの開催

6. 松戸市虐待防止条例専門職向け研修会 ①

【目的】 ケアラーは虐待者、被虐待者、どちらにもなる可能性があり、ケアラー支援と虐待防止をテーマとした研修を行った。

【日時】 令和4年2月7日 14時～16時

【方法】 zoomを活用したオンライン研修会

【講師】 一般社団法人日本ケアラー連盟

牧野 史子氏

【タイトル】

地域でケアラーを支援するために

～孤立による虐待を防ぐ地域の取り組み～

2022.2.7 松戸市講演
地域でケアラーを支援するために
～孤立による虐待を防ぐ地域の取り組み～



ケアするあなたの願いや
夢を一緒に叶えましょう

一般社団法人 日本ケアラー連盟
NPO法人 介護者サポートネットワーク
センター・アラジン 牧野 史子
ケアラーズカフェ 2012～杉並区



6. 松戸市虐待防止条例専門職向け研修会 ②

【出席者】各ネットワーク構成機関職員、市内福祉サービス従事者等

64名

～参加者アンケートより～

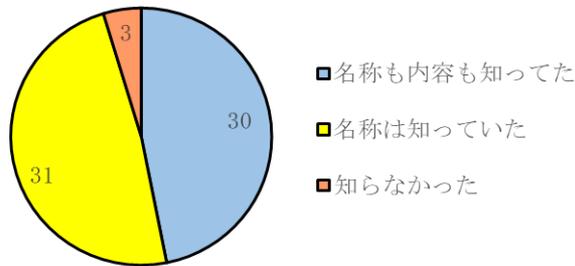
「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」を指すために
必要だと思われることはありますか。

- 無意識の虐待を介護者が行う場合があるため、一般の方への周知が必要
- 地域ごとにおける情報共有できるネットワークづくりや、ケアラーごとに対応可能な支援システムづくり
- 介護者が孤立しないための対策として、地域で介護者が参加できるサロンのようなものを開催し、地域で介護者を認知し地域で支えられると良い
- 病気や障害、また貧困など多様な人たちへの理解が必要 等

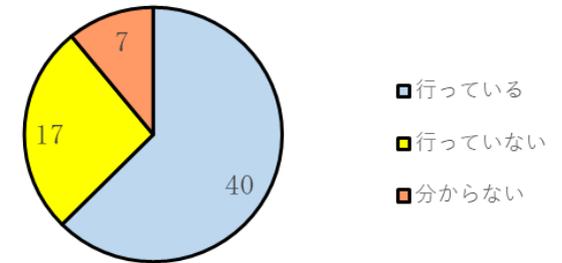
6. 松戸市虐待防止条例専門職向け研修会 ③

～アンケート～

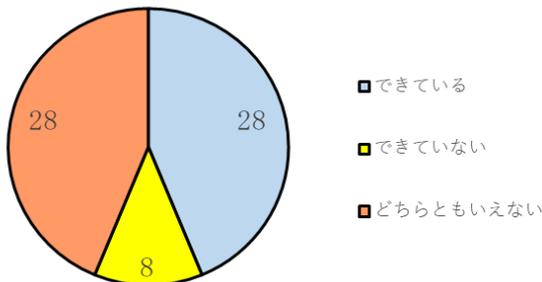
研修会前から、松戸市虐待防止条例を知っていましたか



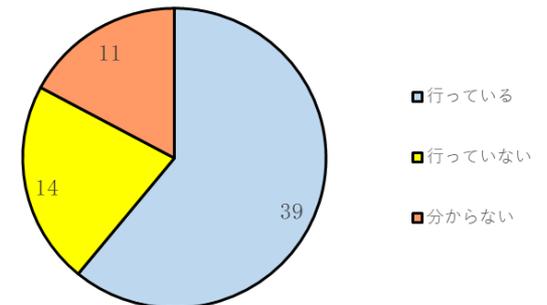
虐待防止に向けた研修は行っていますか。



個別支援の中で、他分野との連携はできていますか。



日々の業務で、ケアラー（養護者等）支援を意識して行っていますか。



6. 松戸市虐待対応機関合同勉強会 ①

【目的】 令和3年度アンケート結果から「関係機関同士の連携強化」が必要であるとの内容を踏まえ、虐待対応機関合同勉強会を開催。

虐待対応に係る他機関の業務内容を把握するとともに、顔の見える関係を構築し支援の円滑化を図る。

【日時】 令和3年11月22日（月）14時～16時

【対象】 虐待対応機関職員（柏児童相談所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域包括ケア推進課、障害福祉課、子ども家庭相談課）

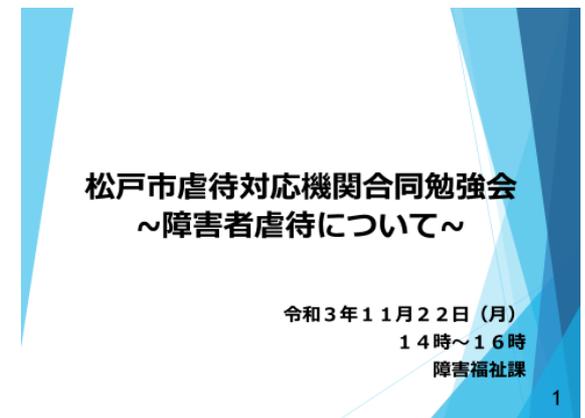
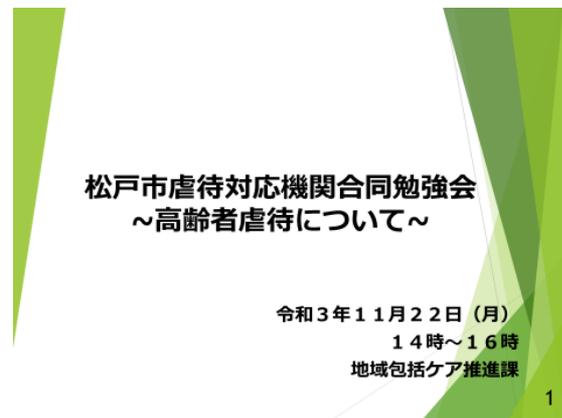
【方法】 zoomを活用したオンライン勉強会

6. 松戸市虐待対応機関合同勉強会 ②

【講師】 子ども家庭相談課 地域包括ケア推進課 障害福祉課

- 【内容】
1. 各虐待の通報受理から終結までの流れについて
 2. 各虐待の判断基準について
 3. 各虐待対応時の協力体制について 等

【出席者】 57名



6. 松戸市虐待対応機関合同勉強会 ③ ～アンケート結果～

○通報先や支援機関の違い、また各虐待において定義が異なるところが整理されていてわかりやすかった。

○専門以外の分野での対応について学ぶことができ、非常に勉強になった。

○普段一緒に仕事をする機会はあるが、各虐待関係課より一から細かく聞く機会はないため、とても参考になった。